



鳥取県公報

平成 25 年 8 月 30 日 (金)
号外第 97 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (52) (人事企画課) 3
- ◇ 人委規則 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則 (19) (給与課) 7
- 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (20) (〃) . . . 8

=====公布された条例のあらまし=====

◇職員の退職手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地方公務員等共済組合法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額について定めた規定中、引用している地方公務員等共済組合法の条項を厚生年金保険法の条項に改める。
- (2) 勤続期間の計算について定めた規定中、引用している地方独立行政法人法の条項を改める。
- (3) 施行期日は、公布日とする。ただし、(1)に関する事項の施行期日は、平成27年10月1日とする。

条 例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 8 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第52号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第3条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下同じ。）に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">退職者</th> <th style="width: 20%;">年数</th> <th style="width: 20%;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 傷病（<u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項</u>に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者を含む。以下この表及び第8条の2第4項において「自己都合退職者」という。）で、勤</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	退職者	年数	割合	1 傷病（ <u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項</u> に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者を含む。以下この表及び第8条の2第4項において「自己都合退職者」という。）で、勤	略		<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第3条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下同じ。）に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">退職者</th> <th style="width: 20%;">年数</th> <th style="width: 20%;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 傷病（<u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項</u>に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者を含む。以下この表及び第8条の2第4項において「自己都合退職者」とい</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	退職者	年数	割合	1 傷病（ <u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項</u> に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者を含む。以下この表及び第8条の2第4項において「自己都合退職者」とい	略	
退職者	年数	割合											
1 傷病（ <u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項</u> に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者を含む。以下この表及び第8条の2第4項において「自己都合退職者」という。）で、勤	略												
退職者	年数	割合											
1 傷病（ <u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項</u> に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者を含む。以下この表及び第8条の2第4項において「自己都合退職者」とい	略												

続期間が20年未満のもの
略

(勤続期間の計算)

第9条 略

2～4 略

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員若しくは国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「他の公務員」という。）、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員若しくは現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員（以下「企業職員等」という。）、病院事業の管理者又は教育長が、引き続いて職員となったときにおけるその者の他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の他の公務員又は企業職員等としての引き続いた在職期間については前各項の規定を、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間については知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）第3条第3項及び第6条（同条例第8条において準用する場合を含む。）の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者の在職した地方公共団体の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り

う。）で、勤続期間が20年未満のもの
略

(勤続期間の計算)

第9条 略

2～4 略

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員若しくは国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「他の公務員」という。）、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員若しくは現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員（以下「企業職員等」という。）、病院事業の管理者又は教育長が、引き続いて職員となったときにおけるその者の他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の他の公務員又は企業職員等としての引き続いた在職期間については前各項の規定を、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間については知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）第3条第3項及び第4項並びに第6条（同条例第8条において準用する場合を含む。）の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者の在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、そ

捨てる。)に相当する月数)又は他の公務員が定員若しくは定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少その他これらに準ずる理由により過員若しくは廃職を生じたことにより退職し、引き続いて職員となったときにおいて、知事がその者の他の公務員としての引き続いた在職期間を通算しないことに定めたときにおける当該他の公務員としての引き続いた在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) 略

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)(以下「一般地方独立行政法人等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。)が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続いて当該一般地方独

の端数を切り捨てる。)に相当する月数)又は他の公務員が定員若しくは定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少その他これらに準ずる理由により過員若しくは廃職を生じたことにより退職し、引き続いて職員となったときにおいて、知事がその者の他の公務員としての引き続いた在職期間を通算しないことに定めたときにおける当該他の公務員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) 略

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)(以下「一般地方独立行政法人等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。)が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続いて当該一般地方独

<p>立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続き職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>6～9 略</p>	<p>立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続き職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>6～9 略</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成27年10月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 8 月 30 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第19号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（平成 6 年鳥取県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(義務免除)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 3 号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>(4) 国又は地方公共団体の機関、学校<u>その他公共的又は公益的な活動を行う団体から書面等による委嘱を受けて、現在又は過去の職務に関連のある講演、講義、討論又は審査を行う場合</u></p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>その都度必要と認める期間</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		<p>(4) 国又は地方公共団体の機関、学校<u>その他公共的又は公益的な活動を行う団体から書面等による委嘱を受けて、現在又は過去の職務に関連のある講演、講義、討論又は審査を行う場合</u></p>	<p>その都度必要と認める期間</p>	略		<p>(義務免除)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 3 号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>(4) 国又は地方公共団体の機関、学校<u>その他の</u>団体から委嘱を受けて講演、講義、<u>審査等</u>を行う場合</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>その都度必要と認める期間</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		<p>(4) 国又は地方公共団体の機関、学校<u>その他の</u>団体から委嘱を受けて講演、講義、<u>審査等</u>を行う場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>	略	
略													
<p>(4) 国又は地方公共団体の機関、学校<u>その他公共的又は公益的な活動を行う団体から書面等による委嘱を受けて、現在又は過去の職務に関連のある講演、講義、討論又は審査を行う場合</u></p>	<p>その都度必要と認める期間</p>												
略													
略													
<p>(4) 国又は地方公共団体の機関、学校<u>その他の</u>団体から委嘱を受けて講演、講義、<u>審査等</u>を行う場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>												
略													

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 8 月 30 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第20号

県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 6 年鳥取県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(特別休暇) 第15条 条例第14条第 1 項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第 2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。		(特別休暇) 第15条 条例第14条第 1 項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第 2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。	
略		略	
(25) 国又は地方公共団体の機関、学校 <u>その他公共的又は公益的な活動を行う</u> 団体から書面等による委嘱を受けて、 <u>現在又は過去の職務に関連のある</u> 講演、講義、 <u>討論又は審査</u> を行う場合	その都度必要と認める期間	(25) 国又は地方公共団体の機関、学校 <u>その他の</u> 団体から委嘱を受けて講演、講義、 <u>審査等</u> を行う場合	その都度必要と認める期間
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。